

パブリックコメント 1) 個人情報保護法のガイドラインについてのコメント

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000025&Mode=0>

郵便番号 〒112-0012
住所 東京都文京区大塚 5-3-13 学会支援機構内
氏名 日本神経精神薬理学会
連絡先電話番号 03-5981-6011
連絡先メールアドレス jsnp@asas.or.jp
提出意見 (876/2000 文字)

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(p9)によれば、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列が個人識別符号に該当する」との方向性を示しているが、以下のとおり、ゲノム解析の実際とは乖離が生じている。

政令第一条 (p7)によると、個人識別符号とは「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。一方、医学研究において行われるゲノム解析は、そもそも、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。目的は、各人の持つDNAの分析により、医学生物学的な研究を行うことであり、目的が全く異なる。さらにゲノム解析によって得られたデータそのものには、バクテリアDNAの混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、ここからその個人のゲノム配列を推定するために、各研究者の創意工夫により高度な解析が行われるものであり、解析する人間によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデータそのものを、個人を識別する符号として用いることは不可能である。

ゲノム解析結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、医学研究に用いられるゲノムデータは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。

以上から、政令第一条 (p7) では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」にDNAを構成する塩基の配列が書かれているが、この条文を正しく解釈すれば、DNA配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、ゲノム解析データそのものは個

人識別符号ではないと解するべきであることを明確にしていきたい。